

相談及び在宅生活の支援について

・各種相談

障がい者相談支援事業	
目的	障がい者（児）及びその家族、関係機関からの相談に応じ、必要な情報提供等を行い、障がい者（児）及び家族が安心した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。各事業所では、電話・FAX や来所等により相談を受け付けていますが、担当者が不在の場合もありますので、来所の場合は事前に連絡をください。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・富良野市相談支援センター（保健福祉部福祉課） TEL：39-2211 Fax：39-2222 ・富良野地域生活支援センター TEL：22-3933 Fax：23-2828 ・特定相談支援事業所歩み（障がい者のみ） TEL：39-2940 Fax：39-2941
成年後見制度に関する相談	
目的	知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な方に対し、成年後見制度の利用に関する相談や利用手続き等を通じて、地域で安心して生活していくための支援を行います。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・富良野市権利擁護センターいちい TEL：39-2215 Fax：39-2216 ・保健福祉部福祉課 TEL：39-2211 Fax：39-2222

・在宅生活の支援

移動支援事業	
目的	屋外での移動に困難がある障がい者等に対し、外出のための介助を行う事により、地域における自立生活や社会参加を支援します。
問合せ先	・保健福祉部福祉課 TEL：39-2211 Fax：39-2222
日中一時支援事業	
目的	一時的な預かりが必要な障がい者（児）等に対し、日中の活動の場を提供することで、介護を行う家族の一時的な負担軽減及び就労の支援を行います。
問合せ先	・保健福祉部福祉課 TEL：39-2211 Fax：39-2222
訪問入浴サービス事業	
目的	入浴が困難な在宅の身体障がい者（児）に対し、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔保持及び心身機能の維持等を通じて在宅生活の継続を支援します。
問合せ先	・保健福祉部福祉課 TEL：39-2211 Fax：39-2222
地域活動支援センター「リリー」	
目的	障がい者等に対し、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行うことにより、地域生活支援の促進を図ります。 開所日時：月～金曜日 午前8時30分から午後4時まで 休日：土日、祝日、年末年始
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・富良野地域生活支援センター TEL：22-3933 Fax：23-2828 ・保健福祉部福祉課 TEL：39-2211 Fax：39-2222